

議員提出第十一号議案

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和四十五年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、四次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全といやしの場を提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和三年三月末をもって失効することとなるが、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

人口減少と少子高齢化の急速な進展により、過疎地域を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想されており、引き続き現行の過疎対策を充実強化させるとともに、技術革新等による新たな過疎対策の可能性についても併せて検討すべきである。

よって、国会及び政府におかれては、新たな過疎対策法の制定をされるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十月三日

大分県議会議長 麻生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
農林水産大臣	江藤拓殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿